

みんなの介護保険利用ガイドブック

記載内容変更のお知らせ

16ページ

	令和7年7月まで	令和7年8月～令和8年7月	令和8年8月から
	●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人	●合計所得金額および課税年金収入額の合計が82万6千5百円以下の人

17ページ（令和8年8月から）（変更部分は網掛け）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が82.65万円（※1）以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が82.65万円（※1）超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円 ※2	1,420円	1,360円

※1 令和7年8月～令和8年7月までは80.9万円です。

※2 第3段階②の多床室については、老健・医療院等で室料を徴収しない場合は430円になります。

※3 11ページに記載されている食費の基準費用額については、令和8年8月から1,545円となります。

ガイドブック裏表紙

	令和7年3月まで	令和7年4月～令和8年3月	令和8年4月から
所得段階	対象者	対象者	対象者
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	//	//
	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人	本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6千5百円以下の人
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の人	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6千5百円以下の人
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える人	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6千5百円を超える人